

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
翌日に  
あたる  
日曜日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更

字の区域の変更等

土地改良法による換地処分(三件)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新設し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による泉地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

泉字中谷

同上の区域(昭和五十六年二月一日現在の地番による。)

泉字中谷三 五三九の一の一部、五四〇の三、五四一、五四二の一、五四二の二、五四三、五四三の一、五四四の一から五四四の三まで、五四五の一、五四六の一、五四六の二の一部、五四六の三、五五〇の一部、五五一の一部、五五二、五五三及びこれらと一体をなす国有地の一部、泉字中谷二のうち五五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五六三と一体をなす国有地の一部以外の区域、泉字中谷一 五六六の一部、五六九の一の一部、五七〇の一の一部、五七〇の二の一部、五七一の一部、五七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、泉字鐘鑄場五八七から五八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字泉原六 二〇六三の一部並びに尾高字泉原五 二一〇四の一部、二一〇八の一部、二一〇九の一の一部、二一〇九の二の一部、二一一〇の一の一部、二一一一の一部、二一一二の一部及びこれらと一体をなす国有地

泉字泉原

尾高字泉原六 二〇六三の一部、二〇六四から二〇六七まで、二〇六九、二〇七〇の三、二〇七二、二〇八五の四、二〇八五の五、二〇九六の三の一部、二〇九七の一部、二

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>○九八の二の一部及び二〇九九から二一〇一まで、尾高字泉原五 二一〇二、二二〇三、二一〇四の一部、二一〇五から二一〇七まで、二二〇八の一部、二一〇九の二の一部、二一〇九の二の一部、二一〇〇の二の一部、二一〇〇の二、二一一一の一部、二一一二、二一一三の二、二一一三の二、二一一四、二一一五、二一一六の一部、二一一七から二一九九まで、二二二〇の二の一部、二二二〇の二の一部、二二二一の一部、二二二六から二二二八までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字泉原四 二一三五の一部、二一三七の一部及び二一三八の一部並びに尾高字泉原三 二一三九の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>泉字東一里塚</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年二月一日現在の地番による。）</p>
<p>泉字前畑下</p>	<p>泉字東一里塚のうち一八一の二の一部、一八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに泉字大成ル三四一の二の一部、三四五の三、三四六の四、三四六の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>泉字大成ル</p>	<p>泉字前畑下の全域、泉字中大成三三三の二の一部、三三四の二の一部、三三五から三三七まで、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、泉字下大成ルのうち三二八の二の一部、三三〇の二の一部、三三〇の二の一部、三三〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに泉字前田五一三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

  

<p>泉字上大成</p>	<p>泉字上大成のうち三六二の二、三六三から三六六まで、三六六の二、三六六の二、三六七、三六八、三六九、三八〇、三八一の二、三八一の二、三八二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>泉字中大成</p>	<p>泉字中大成三三一、三三二、三三三の二の一部、三三三の二、三三四の二の一部、三三八の一部、三三九及びこれらと一体をなす国有地、泉字東一里塚一八一の二の一部、一八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、泉字大成ル三四〇、三四一の二、三四一の二の一部、三五七、三五八の二及びこれらと一体をなす国有地、泉字上大成三六二の二、三六三から三六六まで、三六六の二、三六六の二、三六七、三六八、三六九、三八〇、三八一の二、三八一の二、三八二及びこれらと一体をなす国有地の一部、泉字下大成ル三二八の二の一部、三三〇の二の一部、三三〇の二の一部、三三〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに泉字前田四九九の二の一部、五〇七の二の一部、五〇七の二の一部、五一一、五一二、五一二の二、五一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>泉字前田</p>	<p>泉字前田のうち四八九から四九一まで、四九二の二、四九五の五、四九五の六、四九六の六、四九六の七、四九七の二、四九九の二、五〇一、五〇二、五〇三の二から五〇三の五まで、五〇四から五〇六まで、五〇七の二、五〇七の二、五〇九、五一一、五一二、五一二の二、五一三から五一五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四八八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>泉字鐘鑄場</p>	<p>泉字鐘鑄場五八七の一部、五八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、泉字下大成ル三三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、泉字前田四八九から四九一まで、四九二の二、四九五の五、四九五の六、四九六の六、四九六</p>

<p>泉字前畑上</p>	<p>の七、四九七の一、四九九の二の一部、五〇一、五〇二、五〇三の二から五〇三の五まで、五〇四から五〇六まで、五〇七の二の一部、五〇七の二の一部、五〇九、五一三の一部、五一四、五一五及びこれらと一体をなす国有地並びに四八八と一体をなす国有地の一部、泉字前畑上五二六の三、五二六の五、五二七の一、五二七の二及び五二八から五三〇までと一体をなす国有地の一部、泉字鐘鋳場東のうち五八五の一部、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、泉字前畑上四八三と一体をなす国有地の一部、泉字中谷一 五七一の一部、五七二、五七三の一、五七三の二、五七四の一部、五七五の一部、五七六の一部、五七六の一及びこれらと一体をなす国有地並びに泉字中谷二 五六三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>泉字中谷三</p>	<p>泉字前畑上のうち五二六の三、五二六の五、五二七の一、五二七の二及び五二八から五三〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域、泉字中谷三 五三九の一の一部、五四六の二の一部、五四七の一、五四七の二、五四八、五四九、五五〇の一部、五五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、泉字中谷一 五七四から五七六までと一体及びこれらと一体をなす国有地並びに泉字中谷二 五五四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>泉字前田西</p>	<p>泉字中谷三 五三九の二、五四〇の一、五四〇の二、五四五の二、五四六の四、五四六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに五三九の一及び五四一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>泉字前田西</p>	<p>泉字前田西の全域、泉字前畑上四六二の一、四六二の二、四六三、四六四、四六七、四六七の三から四六七の五まで、四六八、四七一の一、四七八、四八〇の三及び四八二の二から四八二の三までと一体をなす国有地の一部、泉字中谷</p>

  

<p>泉字前田上</p>	<p>一 五六六の一部、五六七、五六八の一、五六八の二、五六九の二の一部、五六九の二、五六九の三、五七〇の二の一部、五七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、泉字鐘鋳場東五八五の一部、五八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、泉字鐘鋳場五八八の一部、五八九の一部、五九〇から五九四まで及びこれらと一体をなす国有地、泉字一丁田六二三の三、六二六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに六二三の一、六二四及び六二五の二と一体をなす国有地の一部、泉字堂ノ成ル六四三の一部、六四七から六四九までと一体及びこれらと一体をなす国有地並びに尾高字泉原五 二二二の一の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>泉字中峯二</p>	<p>泉字中峯二の全域及び大字小波字上笹子谷の全域</p>
<p>泉字一丁田</p>	<p>泉字一丁田のうち六二三の三、六二六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに六二三の一、六二四及び六二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、泉字堂ノ成ル六三五の三、六三六の一、六四〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六三五の一と一体をなす国有地の一部並びに泉字上一丁田六六八の一、六六九の一、六七〇の二、六七六の一、六七七から六七九まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>泉字上一丁田</p>	<p>泉字上一丁田のうち六六八の一、六六九の一、六七〇の二、六七六の一、六七七から六七九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、泉字徳根六六三の一、六六三第</p>

泉字徳根	一、六六五の一、六六五内一及びこれらと一体をなす国有地、尾高字泉谷一 二二八一、二二八二及び二二九四と一体をなす国有地の一部並びに尾高字泉谷上二二九五と一体をなす国有地の一部
泉字堂ノ成ル	泉字堂ノ成ルのうち六三五の三、六三六の一、六四〇の二、六四三の一部、六四七から六四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六三五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、泉字徳根六六一の一、六六二の四、六六二の六及びこれらと一体をなす国有地の一部、尾高字泉原五 二二一六の一部、二二二一の一部、二二二二の一部、二二二三から二二二五まで、二二二六から二二二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、尾高字泉原四のうち二二三五の一部、二二三七の一部及び二二三八の一部以外の区域、尾高字泉原三 二二三九の三、二二四〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三九の一と一体をなす国有地の一部、尾高字泉原二 二二五九の一から二二五九の三まで、二二六〇、二二六一の一部、二二六二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに尾高字泉原二二一八三の二
尾高字泉原六	尾高字泉原六のうち二〇六三から二〇六七まで、二〇六九、二〇七〇の三、二〇七二、二〇八五の四、二〇八五の五、二〇九六の三の一部、二〇九七の一部、二〇九八の二の一部、二〇九九、二一〇〇及び二一〇一以外の区域

尾高字泉原三	尾高字泉原三のうち二二三九の二、二二三九の三、二二四〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
尾高字泉原一	尾高字泉原一のうち二二八三の二以外の区域並びに尾高字泉原二 二二六一の一部及びこれと一体をなす国有地
尾高字泉原二	尾高字泉原二のうち二二五九の一から二二五九の三まで、二二六〇、二二六一、二二六二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
尾高字泉谷一	尾高字泉谷一のうち二二八一、二二八二及び二二九四と一体をなす国有地の一部以外の区域
尾高字泉谷上	尾高字泉谷上のうち二二九五と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	泉字下大成ル、泉字鐘鑄場東、泉字中谷一、泉字中谷二、大字小波字上笹子谷、尾高字泉原四及び尾高字泉原五

鳥取県告示第八百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山守

地区第三工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年二月一日現在の地番による。）</p>	<p>大字堀字滝坂口</p>	<p>大字堀字滝坂口のうち六二二から六二七までの一部、六三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字堀字上原ノ前六七五の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字堀字上原ノ前</p>	<p>大字堀字上原ノ前のうち七〇〇の二並びに六七五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字堀字滝坂口六二二から六二七までの一部、六三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六三五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字堀字原ノ前</p>	<p>大字堀字原ノ前のうち七四七の三の一部、七四九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七四三、七四四の一、七四四の二、七四五及び七四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字上原ノ前七〇〇の二、大字堀字才ノ神七五九の二の一部、七六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七五八、七五九の二及び七六一と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字上ノ神七七九の二の一部</p>	<p>大字堀字才ノ神</p>	<p>大字堀字才ノ神のうち七五九の二の一部、七六〇の一部、七六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七五八、七五九の二及び七六一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字堀字上才ノ神</p>	<p>大字堀字上才ノ神のうち七六六の二、七六六の三、七六七の二の一部、七六八の一部、七六九の二の一部、七八二の一部、七八三の一部、七八四の二の一部、七八六の一部、七八七の一部、七八八、七八九の一部、七九三の二、七九四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字原ノ前七四七の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七四三、七四四の二、七四五及び七四七の二と一体をなす国有地の一部、大字堀字才ノ神七六〇の一部、七六一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字堀字荒田八一の三及びこれと一体をなす国有地並びに八〇九の一、八〇九の二及び八一〇と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字堀字荒田</p>	<p>大字堀字荒田のうち八一の三及びこれと一体をなす国有地並びに八〇九の一、八〇九の二及び八一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字堀字上才ノ神七八二の一部、七八三の一部、七八四の二の一部、七八六の一部、七八七の一部、七八八、七八九の一部、七九三の二、七九四の三及びこれらと一体をなす国有地</p>						

鳥取県告示第八百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による退休寺地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十三年十二月一日現在の地番による。）
住吉字提ノ下	住吉字提ノ下のうち二三五及びこれと一体をなす国有地以外の区域
住吉字平野	住吉字平野のうち二六三の二の一部、二六四、二六五、二六六の一、二六六の二の一部、二六六の三、二六七、二六八、二六九の一部、二七〇の一部、二七一、二七二の一部、二七三の一部、二七四から二七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、住吉字提ノ下二三五及びこれと一体をなす国有地並びに住吉字中平野三五六の二の一部、三五六の三の一部、三五六の四、三五六の五及びこれらと一体をなす国有地
住吉字上平野	住吉字上平野のうち二九九の一部、三〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、住吉字平野二六六の二の一部、二六六の三の一部、二六七の一部、二六八の一部、二七〇の一部、二七一、二七二の一部、二七三の一部、二七四から二七六まで、二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに住吉字次右衛門開三〇九の三の一部、三〇九の四、三〇九の五から三〇九の八までの一部、三〇九
住吉字次右衛門開	の一〇の一部、三〇九の一の一部、三〇九の二、三〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
住吉字上平野山	住吉字次右衛門開のうち三〇九の三の一部、三〇九の四、三〇九の五から三〇九の八までの一部、三〇九の一〇の一部、三〇九の一の一部、三〇九の二、三〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、住吉字平野二六三の二の一部、二六四、二六五、二六六の一から二六六の三まで的一部分、二六七から二六九まで的一部分、二七二の一部、二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地、住吉字上平野二九九の一部、三〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに住吉字上平野山三五五の一から三五五の三までと一体をなす国有地の一部
住吉字中平野	住吉字上平野野山のうち三五五の一から三五五の三までと一体をなす国有地以外の区域
退休寺字村ノ下	住吉字中平野のうち三五六の二の一部、三五六の三の一部、三五六の四、三五六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
退休寺字澤	退休寺字村ノ下のうち三〇の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域、退休寺字中野九二の三、九五の一の一部、九五の二、九五の三、九五の四の一部、九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに退休寺字宮ノ東五九八の一部及び五九九の三の一部
退休寺字澤	退休寺字澤のうち三八の一部、四二の一の一部、四三、四四の一部、四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、退休寺字村ノ下三〇の一及びこれと一体をなす国有地、退休寺字中野八一の二の一部、八七の二、九〇の五、九一及びこれらと一体をなす国有地並びに八一の

<p>退休寺字原畑</p>	<p>一、八二、八六、八七の一及び九〇の二と一体をなす国有地の一部並びに退休寺字宮ノ東五九九の一の一部、六〇〇の二、六〇一の一部及び六〇一の四</p>
<p>退休寺字中野</p>	<p>退休寺字中野のうち八一の二、八七の二、九〇の五、九一、九二の三、九五の一の一部、九五の二、九五の三、九五の四の一部、九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一の一、八二、八六、八七の一及び九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>退休寺字経塚</p>	<p>退休寺字経塚のうち一〇三の二から一〇三の三までの一部、一〇八の一、一一三の一部、一一四の一部、一一六の二の一部、一一七、一一八、一一九の一、一二〇、一二〇の一の一部、一二〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに退休寺字供養塚六二九の一、六二九の二、六三一、六三二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>退休寺字飛渡ノ下</p>	<p>退休寺字飛渡ノ下のうち一二四の二、一二五の二及び一二二の四以外の区域</p>
<p>退休寺字飛渡西</p>	<p>退休寺字経塚一〇八の一、一一三の一部、一一四の一部、一一六の二の一部、一一七、一一八、一一九の一、一二〇、一二〇の一の一部、一二〇の二及びこれらと一体をなす国有地、退休寺字飛渡ノ下一二四の二、一二五の二及び一二二の四、退休寺字飛渡西の全域並びに退休寺字徳輪二五四の一部、二五五、二五六、二五七の一部、二五七の一の一</p>

<p>退休寺字徳輪</p>	<p>部、二五八の一部、二五九、二六〇の一部、二六一の二の一部、二六二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>退休寺字徳輪先</p>	<p>退休寺字徳輪のうち二五四の一部、二五五、二五六、二五七の一部、二五七の一の一部、二五八の一部、二五九、二六〇の一部、二六一の二の一部、二六二の二、二八五の三の一部、二八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八三、二八四及び二八五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>退休寺字寺ノ上</p>	<p>退休寺字寺の上の全域、退休寺字シデ坂ノ上三六八、三六八の一、三七二及びこれらと一体をなす国有地並びに退休寺字山王山五一八の一部</p>
<p>退休寺字シデ坂ノ上</p>	<p>退休寺字シデ坂ノ上のうち三六八、三六八の一、三七二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>退休寺字山王山</p>	<p>退休寺字山王山のうち五一八の一部以外の区域</p>
<p>退休寺字宮ノ東</p>	<p>退休寺字宮ノ東のうち五九八の一部、五九九の一の一部、五九九の三の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部及び六〇一の四以外の区域</p>
<p>退休寺字供養塚</p>	<p>退休寺字供養塚のうち六二九の一、六二九の二、六三一、六三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名</p>	<p>住吉字鳥越尻リ</p>

## 鳥取県告示第八百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、米子市尾高一七五九一―一佐陀川右岸土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る泉地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る山守地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町から同町が行う土

地改良事業に係る退休寺地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三